

議案第 18 号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴う保険料段階判定に係る合計所得金額の見直しを行うための改正

## 飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第6号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加える。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飛驒市介護保険条例第9条第1項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 73,110円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 73,110円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) <u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

介護保険法施行令が改正され、第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を新たに用いることとされたことから、本市の保険料算定についても同様の額を用いることとするために改正を行う。

### 2 改正の内容

各地で相次ぐ大規模災害により、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡する事例が増えている。土地の譲渡により翌年の所得が急増して介護保険料が高額になることもあるが、こうした災害や土地収用等本人の責めに帰さない理由に伴う土地売却による所得の急増に考慮し、国において、介護保険料の段階判定の指標となる合計所得金額について、新たに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするための政令改正がされ、平成30年度分の保険料より適用されることになった。

これにあわせ、平成30年度の保険料分より同様の所得指標での保険料段階判定を行うこととする。

### 3 施行日 平成30年4月1日